

堺市監査委員公表第32号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月4日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	環境局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1)</p> <p>物品売払収入（不用物品売払収入・物品売払収入）について</p> <p>缶びんや金属類等を契約に基づき売り払い、物品売払収入として収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 売払契約における契約書</p> <p>クリーンセンター資源売払業務（令和4年度合計14業務）について、契約書の作成にあたり委託契約書の雛型を用いたことにより、令和元年度以降、売り手である市が代金を支払う内容となっていた。</p> <p>なお、局総務担当課が契約締結に係る決裁の合議を行っていたが、この誤りに気付いていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和5年2月21日付で全ての契約相手方と文言修正の変更契約を行いました。また、当課の売払業務に使用する契約書の雛型を新たに作成しました。</p> <p>今後は作成した雛型をベースに売払業務ごとに適合するよう都度内容を精査した上で契約書案を作成するよう職員に指導しました。また、起案時には、担当者及び決裁ラインで十分に契約書内容を確認し再発防止に努めます。</p> <p>局総務担当課に合議の際には、契約内容に誤りがないか細心の注意を払いチェックを</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p> <p>カーボンニュートラル推進部 環境政策課</p>

<p>イ 指名競争入札における指名基準</p> <p>リサイクルプラザ資源（茶色ガラスびん）売り払い業務及びリサイクルプラザ資源（無色ガラスびん）売り払い業務の指名競争入札において、業者指名の選定基準を決裁する文書には記載されていない基準によって指名業者（3者）を選定し、入札を執行していた。</p> <p>決裁文書に記載されていない基準とは、カレットの取扱いが可能な業者であるというものであるが、指名された3者のみが当該基準を満たすと判断した明確な根拠は示されなかった。</p>	<p>行うほか、疑義が生じた際には、関係部署に照会を行うなど再発防止に取り組みます。</p> <p>御指摘を受け、令和5年3月14日に実施した入札においては、決裁文書に選定基準として必須であるカレットの取扱いを加えたうえで、当該基準を満たす業者を選定するため調達課の業者名簿に「その他売り払い」で登録を行っている全109者を対象に各事業者ホームページや架電によりカレットの取扱いの有無について確認を行い、その結果をもとに、6者を指名しました。</p> <p>今後も、名簿登録されている全業者にカレットの取扱いの有無を確認し、その結果をもとに指名業者の選定を行います。</p> <p>また、業者選定に当たっては、少しでも多くの業者が参加できる仕組みを検討し、その都度必要な情報収集を確実にを行い公平性、透明性の確保に努めます。</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
<p>ウ 売払業務の業者決定</p> <p>クリーンセンター資源（金属類）売り払い業務においては、業者の選定にあたり一般競争入札を実施している。令和4年度下期に実施した当該入札に際し、全て</p>	<p>当該売払業務は、前回までは鉄のみの単価契約で行っていたところ今回は鉄とアルミの複数単価契約であったため、業者が入札書の記載を誤</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>

<p>の参加業者の札入れ金額が税抜予定価格の1,000分の1以下となっていたが、そのまま入札を続行し、2度の再入札を経て不調となった。</p> <p>税抜予定価格と札入れ金額とが大きく乖離しており、入札に錯誤の可能性があったにもかかわらず、乖離の理由を確認することもなく、最高の価格をもって札入れした業者と随意契約を行っていた。入札に疑義が残る状態のもとでは随意契約交渉を行うべきではなかった。</p> <p>5 (2)</p> <p>役務費（手数料）について</p> <p>役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 指名競争入札における指名基準</p> <p>令和4年度混ガラスびん選別再資源化業務の指名競争入札において、業者指名の選定基準を決裁する文書には記載されていない基準によって指名業者（2者）を選定し、入札を執行していた。</p> <p>決裁文書に記載されていない基準とは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再生処理事業者登録事業者リスト（ガラス</p>	<p>った可能性がありました。</p> <p>御指摘を受け、応札者が錯誤しないように金属類の売払業務においては、鉄とアルミを別契約とすることとし、令和5年度については、令和5年4月1日付で鉄のみの売払契約を締結しました。また、アルミは第2四半期以降に起案する予定です。</p> <p>今後の入札において不調となった場合には、随意契約交渉を行うことが適正であるかを十分に検証します。</p> <p>売払業務の入札執行に当たっては、事務手順や留意事項を担当職員に周知徹底しました。</p> <p>令和5年度の起案時には、選定基準に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再生処理事業者登録事業者リスト（ガラスびん）に掲載されていることを加えました。</p> <p>令和6年度以降についても、選定基準が適切に明記されているか担当者を含め所属長までの決裁ラインで確認を</p>	<p>環境事業部 クリーンセンター管理課</p>
---	--	------------------------------

<p>びん)に掲載されていることというものであり、当該基準により実質的に業者の絞り込みを行っていることから、決裁文書において明確に記載すべきであった。</p>	<p>確実に行います。</p>	
<p>5 (3) 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[委託業務の継続性について (意見)]</p> <p>環境美化業務は、業務の特殊性や経験の必要性等から代替が困難であるということを経由として、昭和44年から同一業者と随意契約を締結している。</p> <p>特定の一者のみが受注している状況が長期間続いていることは、競争性やサービス提供の継続性を阻害する可能性があることも考慮し、担当エリアを分けて発注するなど視野に入れた取組を検討されたい。</p>	<p>業務の継続性を高めるため、まずは、職員の現場立ち合いや作業記録を通じ、ノウハウの蓄積を図ります。</p> <p>さらに、総価契約と単価契約とを複合させるなど契約手法を検討し、費用対効果や業務の継続性を高める取組を進めます。</p>	<p>環境事業部 環境業務課</p>
<p>5 (5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の管理 堺市美化推進協議会の事務で扱っている公金外現金について、以下のものがあつた。</p>	<p>御指摘を受け、出納取扱者を令和4年12月16日に変更しました。また、市として補助金等の支出事務を行う担当</p>	<p>環境事業部 環境業務課</p>

<p>(ア) 取扱いの規定では、公金外現金取扱者は3年以上同一の者としないとされているにもかかわらず、令和元年度以降、同一の者が出納取扱者となっていた。</p> <p>(イ) 取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者と同じの者としないとされているにもかかわらず、収支整理者が同団体への負担金の支出手続を行っていた。</p>	<p>者は、堺市美化推進協議会の収支整理者としなことを担当係に指導し、市の支出事務を行う担当者を変更しました。</p> <p>また、規定の内容を令和5年3月1日及び年度当初に、公金外現金取扱管理者である所属長をはじめ出納取扱者を含む事務取扱職員で確認しました。</p> <p>今後は、規定に沿った適正な事務処理を行います。</p>	
--	---	--